

株式会社 Co-Agent 返戻金制度 概要

本制度は、有料職業紹介サービスにおける紹介手数料の返戻条件について定めるものです。

第1条（返戻金の適用）

本サービスにより紹介した求職者が入社後、下記期間内に自己都合により退職した場合、当社は受領した紹介手数料の一部を返戻するものとする。

- (1) 入社日から 30 日以内の退職：紹介手数料の 80%
- (2) 入社日から 60 日以内の退職：紹介手数料の 50%
- (3) 入社日から 90 日以内の退職：紹介手数料の 30%

第2条（適用範囲）

前項の返戻は、求職者の自己都合による退職の場合に限り適用されるものとする。

第3条（返戻対象外）

以下のいずれかに該当する場合は、前条の返戻の対象外とする。

- (1) 採用企業の都合による解雇、雇止め、またはこれに準ずる場合
- (2) 採用条件（職務内容、勤務地、勤務時間、報酬その他の労働条件）が、内定時または労働契約締結時に提示された内容と著しく異なる場合
- (3) 採用後の配置転換、職務変更、労働条件の変更等により、求職者が社会通念上相当と認められる理由により退職した場合
- (4) ハラスメント、法令違反その他これに類する就業環境上の重大な問題が認められる場合
- (5) 天災地変その他やむを得ない事由により就業継続が困難となった場合
- (6) その他、前各号に準ずる事由がある場合で、当社および採用企業が誠実に協議の上、合理的に判断し、返戻の適用が相当でないと合意した場合

第4条（返戻手続）

返戻金の請求は、退職日から起算して 30 日以内、または当該退職の事実を知り得た日から 30 日以内のいずれか早い日までに、当社所定の方法により行うものとする。

以上